



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
8 月 22 日 (金)
号 外
第 39 号

目 次

訓 令

○栃木県職員服務規程の一部改正.....	1
人 事 委 員 会	
○通勤手当の支給に関する規則等の一部改正.....	6

訓 令

栃木県訓令第 6 号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 7 年 8 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和39年栃木県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（部分休業承認等） 第30条の 4 育児休業法第19条第 1 項の規定による請求、同条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更は、部分休業承認請求書（別記様式第23号の 6）を所属長に提出することにより行わなければならない。 2 前項の請求は、部分休業を始めようとする日の 10 日前までに行わなければならない。 3・4 略 5 システム利用所属職員に対する第 1 項及び前 2 項の規定の適用については、第 1 項中「部分休業承認請求書（別記様式第23号の 6）を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該請求、申出及び変更に係る事項を入力する」と、第 3 項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業取消簿（別記様式第23号の 7）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「養育状況変更届（別記様式第23号の 4）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長を経て人事課長	（部分休業承認等） 第30条の 4 育児休業法第19条第 1 項の規定により職員が部分休業の承認を請求するときは、その休業を始めようとする日の10日前までに、部分休業承認請求書（別記様式第23号の 6）を所属長に提出しなければならない。 2・3 略 4 システム利用所属職員に対する前 3 項の規定の適用については、第 1 項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業承認請求書（別記様式第23号の 6）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第 2 項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業取消簿（別記様式第23号の 7）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「養育状況変更届（別記様式第23号の 4）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長を経て人事課長

に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする」とする。

に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする」とする。

別記様式第23号の 6 を次のように改める。

別記様式第23号の6 (第30条の4 関係)
(第1面)

部 分 休 業 承 認 請 求 書

申出対象期間 年度

栃木県知事 様

所属名
職氏名

次のとおり申出 (変更) の上、部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年	月	日生
2 申 出	申出年月日	年 月 日		
	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容 (変更後の内容も共通) ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 (第 1 号部分休業) ② 1 年につき 77 時間 30 分 (非常勤職員については勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間) を超えない範囲内 (第 2 号部分休業)		
3 変 更	変更年月日	年 月 日		
	変更後の内容 (①又は②を記入)	変 更 が 必 要 な 事 情	決 裁	本人の 確 認
4 備 考				

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。
(写しでも可)
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等 (請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 1 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実) を記入すること。
- 3 変更を行う場合は、子の養育に著しい支障が生じることが確認できる書類を添付すること。
- 4 第 1 号部分休業の承認の請求の場合は第 2 面、第 2 号部分休業の承認の請求の場合は第 3 面を用いること。
- 5 該当する口には、レ印を記入すること。

[illegible]

(第3面)

[illegible]

附 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(人事課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第20号

通勤手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 8 月 22 日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

通勤手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年栃木県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(支給単位期間) 第19条 略 2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 略 (2) 地公法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業（1 日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により</u>、地公法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をし、分限条例第 2 条第 2 号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 (3)～(5) 略	(支給単位期間) 第19条 略 2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 略 (2) 地公法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、 ____、地公法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をし、分限条例第 2 条第 2 号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 (3)～(5) 略

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年栃木県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

第12条の 2 略

2 1 時間を単位とする介護休暇は_____、1 日を通じて 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

（介護時間）

第12条の 3 略

2 _____
_____育児休業法第19条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。

第20条 略

（3 歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を講ずる期間）

第21条 条例第17条の 2 第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳11か月に達する日の翌々日から 2 歳11か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

第22条 略**第12条の 2 略**

2 1 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

（介護時間）

第12条の 3 略

2 介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間（育児休業法第19条第 1 項の規定による_____部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日_____については、当該_____2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

第20条 略**第21条 略**

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第 3 条 職員の育児休業等に関する規則（平成11年栃木県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例第25条第 2 号の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第10条 条例第25条第 2 号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1 年間の勤務日が121日以上であるもの _____ _____とする。	（条例第25条第 2 号の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第10条 条例第25条第 2 号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1 年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1 日につき定められた勤務時間が <u>6 時間15分以上である勤務日があるもの</u> とする。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。